

農地の相続等の届出のお願い

相続等により農地の権利を取得した方は、農業委員会にその旨を届出することが必要となります。（権利を取得した土地が農地でない場合は不要です。）

手続きについて

農業委員会事務局窓口までお越し頂き、所定の届出書に必要事項を記入の上、提出をお願い致します。

届出時に必要な者は、以下のとおりです。

- 届出書
- 権利取得者の国籍を確認できる書類（外国籍の場合）
- 委任状（代理の方が手続きされる場合）

※届出書の参考として、相続登記が完了したことが分かる書類（登記完了証の写しなど）をご持参ください。

※届出書は窓口で用意しておりますが、HPからダウンロードもできます。

（注意事項）

- 人（法人を含む）単位で届出が必要です。世帯や土地単位ではありません。例えば世帯内で2人が共有で相続した場合、相続人それぞれからの届出が必要となります。
- 届出は権利の取得を知った時から概ね10ヶ月以内に行ってください。
手数料は無料です。
- 受理書は権利関係を証明するものではありませんので、御注意ください。
- 日本国籍の者についても必要があると認められる場合には確認書類（国籍が記載された住民票の写し等）をご提出いただくことがあります。

相続登記の申請の義務化について

「相続登記の申請の義務化」が令和6年4月1日から施行されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。相続登記は所有者であることを公示する非常に重要な手続きです。現在、相続登記未了の不動産をお持ちの方は早めに相続登記の申請をお願いします。制度の内容、申請に必要な書類等、詳しくは法務省または法務局ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

〒727-8501

庄原市中本町1丁目10番1号

庄原市農業委員会事務局

電話：0824-73-1133

e-mail：nougyou@city.shobara.lg.jp